

由布市地域公共交通再編実施計画策定支援業務仕様書

1 業務の名称 由布市地域公共交通再編実施計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務では、由布市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）を実施していくアクションプランであり、具体的な路線の再編や事業について定める、由布市地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定を目的とする。

3 業務内容

次の各号に係る一切の業務とする。

(1) 地域公共交通再編事業の整理及び課題把握

網形成計画で掲げた4つの目標を達成するために行う13の事業について実施に向けた課題を把握・整理し検討する。

【由布市地域公共交通網形成計画で定める事業】

目標	事業
(1) 「地域連携」・「公共交通モード間連携」による市内外をつなぐ広域交通ネットワークの創出	① 地域間交通・地域内交通による公共交通ネットワークの構築
	② 定住促進に寄与する大分市への通勤・通学時間帯の移動需要を取り込んだ幹線バス軸の導入検討
(2) 利用者ニーズに対応した公共交通の利用環境整備	① 外出実態・移動ニーズにあった路線やダイヤの見直し
	② 交通拠点・乗換拠点の改善
	③ ICTを活用した効率的な公共交通情報の提供の検討・実施
	④ 外国人来訪者等への対応の充実
(3) 公共交通の利用促進	① 公共交通マップの作成
	② モビリティ・マネジメント・プログラムの実施
	③ 住民座談会、公共交通試乗会等活用した直接的コミュニケーションの実施
	④ 各機関との連携（観光・健康等）

<p>(4) みんなで公共交通を創り上げ・ 守り・育てるという「共創」の気運の 醸成と公共交通の総合的な維持</p>	① コミュニティバスのサービス見直し
	② 公共交通ニューズレターや広報誌等の活用、地域公共交通の利用実態の検証
	③ 公共交通の担い手確保

(2) 地域・利用者ニーズの把握

公共交通ネットワーク再編に向けた事業内容やサービス水準（運行形態、ダイヤ、運賃等）の具体的な検討のために、既存データを活用した地域・路線沿線の詳細分析を行うとともに、必要に応じて地域・関係者や公共交通利用者へのニーズ把握調査を実施する。

- ・関係機関ワーキング
- ・公共交通利用実態調査
- ・公共交通の見直し等に向けた地域座談会

(3) 再編実施計画（案）のとりまとめ

(1)(2)で行った内容を踏まえ、各再編事業における事業内容、実施主体、実施予定期間、必要経費、調達方法、事業効果、事業方式（実証運行・実験等）、事業化スケジュール、推進体制等について検討し、実施可能な再編実施計画（案）の取りまとめを行う。

(4) 協議会の運営支援

地域公共交通活性化協議会の開催に必要な資料を作成するとともに、協議会運営に関して必要な協力を行う。

(5) その他上記業務に付随する業務

4 打合せ協議

業務を円滑にかつ効率的に遂行するために、着手時、中間1回、最終納品時の3回のほか、会議・座談会等の開催時には事前に協議打合せを、必要に応じて適宜行う。

5 業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、受託者は、契約締結後速やかに委託者と十分な打合せを行い、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し提出すること。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・ 業務報告書 A4縦版 1部
- ・ 地域公共交通再編実施計画 30部
- ・ 電子記録媒体（CD-R 等） 1部
- ・ その他、関係資料 一式

7 業務委託期間

契約締結後～平成31年3月29日まで

8 注意事項

- (1) 受託者は、由布市個人情報保護条例（平成17年由布市条例第11号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
また、業務完了後においても同様とする。
- (2) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正、その他の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料、情報等を他に漏らしてはならない。

9 その他

本仕様書に記載のない事項であって、本業務の遂行に必要と認められる事項が発生した場合には発注者に速やかに協議し、その指示に従う。